

令和 8 年 6 月 農業委員会議事録

開 催 日：令和 8 年 6 月 2 5 日（木）
場 所：越谷市農業技術センター 2 階
研修室
開会時刻：午前 9 時 5 1 分

越 谷 市 農 業 委 員 会

1. 開催年月日 令和 8年6月25日(木)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	三ツ木 宗 一	出	8	豊 田 佳 樹	出
2	石 塚 健 造	出	9	小 林 博	出
3	田 口 勲	出	10	中 島 満	出
4	坂 卷 慎 一	出	11	瀬 尾 守	出
5	白 鳥 みどり	出	12	金 子 繁 雄	出
6	山 崎 保 夫	出	13	小野寺 美佐子	出
7	荻 島 元 治	出	14	山 崎 明 美	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	川 上 政 己	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	川 上 嘉 夫	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	須 賀 英 夫	出	13	原 田 正	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 中 村 清 彦
統括主幹 上 原 誠
主 任 島 田 祥 平

(説明員) 開発指導課長 田 中 克 尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

第5号議案 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表の決定について

③ 報 告

第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

第5号報告 農地所有適格法人報告書の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時47分

9. 会議の内容

事務局 長

皆さん、おはようございます。定刻10時前でございますが、皆さん、おそろいでございますので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、またお足元が悪い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長

おはようございます。ご苦労さまです。今朝7時半に地震がありまして、震源が東北だと思ったら、何か座っていたら横揺れがするので、体がどうかしてしまったかなと思ったら、越谷も震度2という数字が出ていました。

このところ、週末になると大雨で、先週の金曜日に結構雨が降って、役所が土曜日なのに堰を開けに行くからという電話をいただいたり、その前には台風6号で、田んぼにはいっぱい水が入ってしまいコイが泳いで、苗を植えて間もないので、暴れて苗が浮いてしまうので、うちも六十匹ぐらいのコイを、田んぼで捕まえて水路に出しました。またあした、あさって、台風7号と8号が来ていますので、週末は大雨のようです。長期予報では雨が平年並みに振るとは言っていたのですが、すけれども、こんなに、大雨が降ると思っていなかったもので、田植をしたばかりのところに水が出てしまうと、また魚が泳いで苗が浮いてしまうので、結構心配はしていますが、あの雨の予報を見ると、この辺は量的にはそんなにではないのかなとは思っております。いつ、どういうふうに変化するかわかりませんので、低いところは雨の心配をしないといけないが、うちのほうは特に低いところなので、すぐに水が出てしまうのです。先週の雨でもかなり排水路がいっぱいになりまして、田んぼまでは出なかったのですが、もうちょっとで冠水してしまう、そんなところなので、台風が来ると、雨はほどほどに必要ですけれども、必要以上に降られると水害というのがありますので、なかなかうまくいかないようです。今、九州のほうでは大分大雨で被

害を受けていますけれども、この辺は平地なので、決壊はないですけれども、吐け切れない水がたまってしまうことがありますので、こればかりは役所のほうでやってもらうしかないのです、この地域も出ると思うので、早く遊水池もできないと、水が出ると思うので、うちのほうもそういう遊水池をつくってほしいのですけれども、なかなかそうもいかないというのが現状です。何はともあれ、台風が来るので、涼しいのはいいのですけれども、雨が心配ですので、皆さんも雨に備えていただければと思います。

言葉整いませんけれども、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いします。

事 務 局 長

ありがとうございました。

本日は全員の方ご出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定によりまして、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から1番の三ツ木委員、2番の石塚委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局より説明願います。

統 括 主 幹

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は1万9,387平方メートルです。通作距離は1.2キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め2名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は2,932平方メートルです。通作距離は0.1キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め2名です。

議 長

続きまして、3番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は1万739平方メートルです。通作距離は0.1キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め3名です。

以上3件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して現地調査の結果並びに補足説明を、1番について推進委員9番の齋藤委員、2番及び3番について推進委員7番の高島委員よりお願いいたします。

9番推進委員
(齋藤委員)

それでは、1番について齋藤委員よりお願いいたします。

1番の件について説明いたします。

6月19日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。

議 長

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

7番推進委員
(高島委員)

続いて、2番及び3番について高島委員よりお願いいたします。

2番の件について説明します。

6月19日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題ありません。

3番の件について説明します。

同じく6月19日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。

以上、ご報告いたします。

2番の件、3番の件についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	ありがとうございました。
	ただいまの説明について質疑はございませんか。
全 員	なし。
議 長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
	続いて、採決を行います。
	原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
	〔挙手全員〕
議 長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。
	続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。
統 括 主 幹	議案書の2ページを御覧ください。
	第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。
	番号、申請人氏名の順に読み上げます。
	それでは、1番の概要ですが、転用目的は貸駐車場です。転用理由
	といたしまして、このたび、自己用住宅として居住していた住宅を維持管理上の問題から共同住宅に建て替えて賃貸事業を行うことになり、それに伴い敷地内に必要台数の駐車場が確保できないことから、隣接する土地に駐車場を計画し、申請に及んだものです。
	本件の農地区分は第1種農地ですが、農地法施行令第11条第1項第2号イの許可の例外に当たり、農地法施行規則第33条第4号のその他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設に該当するものと考えます。また、資金力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。
	続きまして、2番の概要ですが、転用目的は貸駐車場です。転用理由
	といたしまして、申請地は3年前まで他界した母親が農地として耕作をしていましたが、現在は仕事の合間に申請者が耕作をしてきまし

議 長

1 1 番 委 員
(瀬尾委員)

議 長

全 員
議 長

たが、体調を崩し、農業を続けていくことが難しい状況になり、このたび申請地を駐車場として貸してほしいとの要望があったので、困っている方に協力できればと考え、申請に及んだものです。

本件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの2件の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を瀬尾委員よりお願いいたします。

それでは、1番の件についてご説明いたします。

6月16日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は貸駐車場であります。東側道路部分を除いて、周囲を化粧コンクリートブロックで囲うことから隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、2番の件についてご説明いたします。

同じく6月16日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は貸駐車場であります。南側出入口部分と北側の一体利用部分を除いて、周囲をコンクリートブロックで囲うことから隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

議

長

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から8番について、事務局より説明願います。

統括主幹

議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から8番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は駐車場の敷地拡張です。転用理由といたしまして、譲受人は平成26年に市内に本店を置き、主に障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業を営む法人です。令和2年に申請地の隣接地にパンの製造販売を行う就労継続支援B型事業所を開設しましたが、敷地内の駐車場は来客者でいっぱい、従業員用及び社用車の駐車場がなく、新たに駐車場を計画し、土地を探していたところ、申請地は事業所に隣接する土地で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は駐車場の敷地拡張です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和47年に市内に本店を置き、主に電気工事業を営む法人です。令和元年以降従業員数が増加し、現在使用している事務スペースが不足している状態で、事務所棟の増築の計画に伴い減少する駐車スペースの確保を考え、新たに駐車場を計画し、土地を探していたところ、申請地は本社敷地に隣接する土地で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。なお、令和7年6月26日付で駐車場の敷地拡張として農用地区域から除かれています。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、借人は令和3年に市外に本店を置き、主に空調設備の清掃及び販売業を営む法人です。近年は夏季の猛暑や冬季の寒冷

化により空調設備の需要の増加に加え、省エネ性能向上を目的とした既設設備更新工事も増加し、受注件数は断続的に増え、安定した受注件数で、それに伴いダクト、ホース及び室外機等の資材の保管量も増加している状況で、現在本社近くに賃借している資材置場は退去を求められており、新たに資材置場を計画し、土地を探していたところ、申請地は幹線道路へのアクセスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅の敷地拡張です。転用理由といたしまして、譲受人は現在申請地の隣地に居住しておりますが、所有する台数分の駐車スペースや庭がなく、駐車スペース及び庭として使用する土地を探していたところ、隣地土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は資材置場の敷地拡張です。転用理由といたしまして、譲受人は平成29年に市内に本店を置き、主に解体工事業及び鉄、銅、真ちゅう、廃電線及びアルミニウム等の各種金属資材の回収、選別及び加工販売を営む法人です。現在隣接する資材置場を使用していますが、資材を保管するための十分なスペースがなく、近年の解体現場の大型化に伴うスクラップ保管量の増大により、現場ごとに資材を分散保管せざるを得ない状況で作業効率や安全管理の面で大きな課題となっており、新たに資材置場を計画し、土地を探していたところ、申請地は現在使用中の資材置場の隣接地で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人計3人で居住しておりますが、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、妻の母親が所有する土地を借り受けできることになりました。申請地は両親の住む住宅にも近く、子育ての支援や将来両親の介護など、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の親族の住宅に居住しておりますが、

議 長

1 1 番 委 員
(瀬尾委員)

近々結婚を予定しており、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地周辺には保育所及び小学校もあり、子供を育てていく環境も整っていて、両親の住む住宅にも近く、お互い何かあったときなど助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。なお、令和8年1月27日付で、自己用住宅として農用地区域から除かれています。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は令和3年に市内に本店を置き、主に土木工事、宅地造成工事及び解体工事を営む法人です。近年は受注件数も増加して資材も増え、現場から現場へと資材を搬入保管するなど効率が悪い状況で、新たに資材置場を計画し、土地を探していたところ、申請地は本社事務所や取引先業者からも近く、幹線道路へのアクセスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。なお、令和8年1月27日付で、資材置場として農用地区域から除かれています。

以上8件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番については瀬尾委員、2番及び3番については荻島職務代理、4番及び5番については豊田委員、6番については小野寺委員よりお願いいたします。なお、7番及び8番については私から説明いたします。

それでは、1番について、瀬尾委員よりお願いいたします。

それでは、1番の件について説明いたします。

6月16日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場の敷地拡張です。東側出入口部分と南側一体利用部分を除いて、周囲を既設及び新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地

議 長

に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

続いて、2番及び3番について、荻島職務代理よりお願いいたします。

7 番 委 員
(荻島委員)

2番の件についてご説明いたします。

6月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は駐車場の敷地拡張です。西側一体用地を除き、周囲を既設及び新設L型擁壁で囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。

3番の件について説明いたします。

6月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場です。東側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロック及びフェンスで囲うことから、隣地に被害を及ぼすことはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

2点ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続いて、4番及び5番について、豊田委員よりお願いいたします。

8 番 委 員
(豊田委員)

4番の件について説明いたします。

6月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅の敷地拡張です。東側出入口部分及び南側一体利用部分を除き、周囲を既設及び新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。

5番の件について説明します。

6月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場の敷地拡張です。南側出入口部分及び北側一体利用部分を除き、周囲を既設及び新設コンクリートブロックで囲うことから、隣

議 長

1 3 番 委 員
(小野寺委員)

議 長

全 員
議 長

地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議よろしくお願いします。

ありがとうございました。

続いて、6番について、小野寺委員よりお願いいたします。

6番の件について説明いたします。

6月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側及び南側道路部分を除き、周囲を新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

続いて、7番及び8番について、私から説明いたします。

7番の件について説明します。

6月19日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。南側出入口部分を除き、周囲を新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。

続いて、8番の件について説明します。

同じく6月19日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は資材置場です。南側出入口部分を除き、周囲を新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

議

長

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案の9番から16番について、事務局より説明願います。

統括主幹

議案書の4ページ及び5ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての9番から16番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭になり、将来の子育てを考え戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには大型商業施設などもあり、生活環境も整っており、両親の住む住宅にも程近く、将来両親の介護や子育ての支援も受けられるなど、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は平成3年に市内に本店を置き、主に一般会計貨物自動車運送業を営む法人です。事業の拡大に伴い、現在使用中の駐車場では十分な車両配置が困難であり、営業所内の駐車場では大型貨物自動車と従業員用の車両の入替えて日常業務に支障を来している状態で、新たに従業員用駐車場を計画し、土地を探していたところ、申請地は本社事務所からも近く、幹線道路へのアクセスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭になり、子供を伸び伸びと育てられる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには商業施設や学校もあり、両親の住む住宅にも程近く、将来両親の介護や子育ての支援も受けられるなど、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだ

ものです。

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人計4人で居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になり、土地を探していたところ、妻の父親が所有する戸地を借り受けできることになりました。申請地は両親の住む住宅の隣接地で、家族も慣れ親しんだ環境であることから、申請に及んだものです。

続きまして、13番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は申請地の近接地に居住し、自家用車を複数台所有していて、敷地内と近隣に駐車場を賃借していますが、駐車場の貸主より返却を求められ、新たに所有している車と来客者用駐車場を確保するため、土地を探していたところ、申請地は住まいからも程近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、14番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人計3人で居住しておりますが、家財道具が増え、手狭になり、子供を伸び伸びと育てられる戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は祖母の住む住宅にも程近く、困ったときなどすぐに駆けつけることもできるなど、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、15番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内と市外の親族の住宅にそれぞれ居住しておりますが、結婚後同居できておらず、将来子供を伸び伸びと育てられ、一緒に生活するための戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親の住む住宅にも程近く、お互い困ったときなど助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、16番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の親族の住宅と市外の賃貸住宅にそれぞれ居住しておりますが、結婚後同居できておらず、子供が伸び伸びと育てられる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、

議 長

3 番 委 員
(田口委員)

議 長

2 番 委 員
(石塚委員)

申請地近くには商業施設や学校があり、生活環境も整っていて、両親の住む住宅にも程近く、将来両親の介護や生活支援にも便利で、子育ての手助けも受けられ、互いに困ったときなど助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上8件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、9番及び10番について田口委員、11番から16番について石塚委員よりお願いいたします。

それでは、9番及び10番について、田口委員よりお願いいたします。

それでは、まず9番の件について説明をいたします。

6月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口及び北側隣地宅地部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、10番の件について説明いたします。

同じく6月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場です。西側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上2件報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

続いて、11番から16番について、石塚委員よりお願いいたします。

11番の件について説明します。

6月12日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。西側出入口部分を除き、周囲を既設及び新設コンクリー

議 長

10番委員
(中島委員)

トブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、12番の件について説明します。

6月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。西側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、13番の件について説明します。

6月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場です。東側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、14番の件について説明します。

6月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、周囲を既設及び新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、15番の件について説明します。

6月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、周囲を新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

16番の件について説明します。

6月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側出入口部分を除き、周囲を既設及び新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

中島委員。

2点質問、確認させていただきたいと思います。

まず、9番の件なのですけれども、こちら土地利用が住宅というこ

議長
統括主幹

となのですけれども、土地利用計画図、ほとんど記載されていないのですけれども、こちらは図面が間に合わなかったのかどうか。それが1点目。

それから、13番、こちらは駐車場ということなのですけれども、自己用と来客用という話でしたが、あるいは純然たる自宅の車両を入れるのか。その住んでいるだけであれば、駐車場にしては台数が多いのかなと感じましたので、確認させていただきたいと思います。

事務局。

まず、13番のほうなのですけれども、駐車場ということで、来客用と自己用の駐車場ということで申請のほうは上がっております。車を複数台所有しているということと、あと千葉のほうにご兄弟、今回申請者が2名になっていると思うのですけれども、その人の車も置きたいということで、自己用駐車場ということで申請は上がっております。

議長
統括主幹

9番は。

すみません。申請図には住宅の部分が緑色のインクで印字されておりまして、それを事務局のほうで転写するときに緑色がかなり薄くて、間違いなく表示はあったのですが、配置図の印字が薄くなってしまいました。申し訳ございませんでした。

議長
全
員
議長

ほかに。

なし。

ほかに質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について、ご審議いただきますが、その前に、本計画の概要について事務局から説明願います。

統括主幹

この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法第18条第3項の規定により、農地中間管理機構がこの計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされています。

農地中間管理事業の農地の貸し借りについて申し上げますと、まず利用権設定の制度の下で、埼玉県農地中間管理機構の指定を受けている埼玉県農林公社が地権者から農地を借り受けます。次に、埼玉県農林公社が地権者から借り受けた農地を借受け希望者に転貸することを定めるのが、この農用地利用集積等促進計画になります。

説明は以上です。

議長

第4号議案の1番について審議に入りますが、本件は議事参与制限のある案件でございます。

したがいまして、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、●番の●●委員は退席を願います。

(●番 ●●委員退室：午前10時36分)

議長

暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時36分)

(再開時刻：午前10時37分)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番について、事務局より説明願います。

統括主幹

それでは、議案書の6ページを御覧ください。

第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての1番について説明します。

番号、農地中間管理機構に農地中間管理権の設定を行う者、農地中間管理機構から賃借権または使用貸借権の設定を受ける者、筆数、設定面積、期間の順に読み上げます。

筆数は1筆、面積は928平方メートル、期間は8年7か月です。

本件の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する農地は、全てを効率的に利用し耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事するものを考慮して作成されており、各

議
全
議

長
員
長

要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

全
議

員
長

続いて、本計画案に対する意見はございませんか。

なし。

意見はないということでございますので、続いて採決を行います。

原案のとおり賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、意見なしと決定いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時39分)

(●番 ●●委員入室：午前10時39分)

(再開時刻：午前10時40分)

議

長

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、第4号議案の2番について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

それでは、議案書の6ページを御覧ください。

第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての2番について説明します。

番号、賃借権または使用貸借権の設定を受ける者、設定面積、期間の順に読み上げます。

面積は5,825平方メートル、期間は3年7か月です。

本件の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する7筆は、前賃借権の設定を受けた者を引き継ぐ形で、農地の全てを効率的に利用し耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事するものを考慮して作成されており、各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

議 全 議	長	ただいまの説明について質疑はございませんか。
	員	なし。
	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
全 議	員	続いて、本計画案に対する意見はございませんか。
	員	なし。
	長	意見はないということでございますので、続いて採決を行います。 原案のとおり賛成の委員は挙手を願います。
議		〔挙手全員〕
	長	挙手は全員でございますので、意見なしと決定いたします。
		続きまして、第5号議案 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表の決定について、事務局から説明願います。
統 括 主 幹		議案書の7ページを御覧ください。
		第5号議案 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表の決定について説明します。
		第5号議案別紙1ページ目を御覧ください。農業委員会の状況で農業委員会の体制及び農家・農地の概要となっています。
		続きまして、2ページ目を御覧ください。令和7年度新規集積面積は15.71ヘクタールで、目標に対する達成状況は112.3%でした。令和7年度は増林地区で新規の集積事業が開始されたため目標を上回る実績となりました。
		3ページ目を御覧ください。令和7年度の緑区分の遊休農地の解消実面積は7.87ヘクタールで、目標に対する達成状況は302.7%でした。現地は草刈り等による管理はしてもらっていますが、営農再開までには至っていません。
		3ページ及び4ページを御覧ください。新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積はゼロヘクタールで、目標に対する達成状況はゼロ%でした。
		4ページ目及び5ページ目を御覧ください。最適化活動の目標の達

議
全
議

長
員
長

成状況は、集積が大幅に目標を上回ったため目標に対して期待を上回る結果が得られました。

事務の実施状況ですが、総会回数や農地法による転用許可件数は6ページ目のとおりとなっております。

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告でございます。

事務局よりお願いいたします。

統 括 主 幹

それでは、報告させていただきます。

議案書の8ページから10ページを御覧ください。第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について、9件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

続きまして、議案書の11ページを御覧ください。第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、4件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

続きまして、議案書の12ページを御覧ください。第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、6件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告及び第3号報告についての届出は添付書類を含め完備していましたので、事務局長専決によりこれを受理し、通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の13ページです。第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の

	合意解約です。今回1件の通知がありました。内容につきましては、議案書記載のとおりです。 続きまして、議案書の14ページです。第5号報告 農地所有適格法人報告書の受理について。今回1件の報告書が提出されました。農地所有適格法人は、農地法第6条第1項の規定により、「毎年事業状況等を農業委員会に報告しなければならない」こととされており、農地法施行規則第58条第1項では、「毎年事業年度の終了後3ヶ月以内」に農業委員会に報告書を提出しなければならないこととなっております。1番の法人については、事業年度終了が2月末日であり、令和8年5月19日付で報告書の提出がありました。農地所有適格法人たる要件を満たしているか否かを、中島委員に確認していただき、適正であると判断されましたので、受理いたしました。 報告事項は以上です。
議 長	以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。 慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。 次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、7月24日金曜日、午前10時から、この会議室で行います。
事 務 局 長	会長、議事の進行ありがとうございました。 それでは、閉会に当たりまして、荻島職務代理からご挨拶をお願いいたします。
職 務 代 理	本日は、農業委員会ご出席、ご苦労さまでございます。7月に入るまで雨が続いていくような天気予報になっております。体に気をつけ、また来月の農業委員会に出席をお願いいたします。
事 務 局 長	本日はご苦労さまでした。 ありがとうございました。 本日の総会はこれにて閉会といたします。 (閉会時刻：午前10時47分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和8年 6月25日

議 長

署名委員

署名委員